

議案第47号

北名古屋市議会基本条例の一部を改正する条例について

北名古屋市議会基本条例（平成19年北名古屋市条例第30号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月25日提出

提出者	北名古屋市議会議員	長瀬 悟 康
	同 上	金 崎 慶 子
	同 上	大 原 久 直
	同 上	松 田 功
賛成者	北名古屋市議会議員	黒 川 サキ子
	同 上	堀 場 弘 之
	同 上	塩 木 寿 子
	同 上	渡 邊 紘 三
	同 上	上 野 雅 美

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布され、政務調査費の名称及び交付目的が改められたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会基本条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会基本条例（平成19年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第109条及び第110条」を「第109条において準用する同法第115条の2」に改める。

「第7章 政務調査費」を「第7章 政務活動費」に改める。

第12条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費は」を「政務活動費は」に、「調査及び研究」を「調査研究その他の活動」に、「北名古屋市議会政務調査費交付条例（平成18年北名古屋市条例第155号）」を「北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年北名古屋市条例第 号）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。